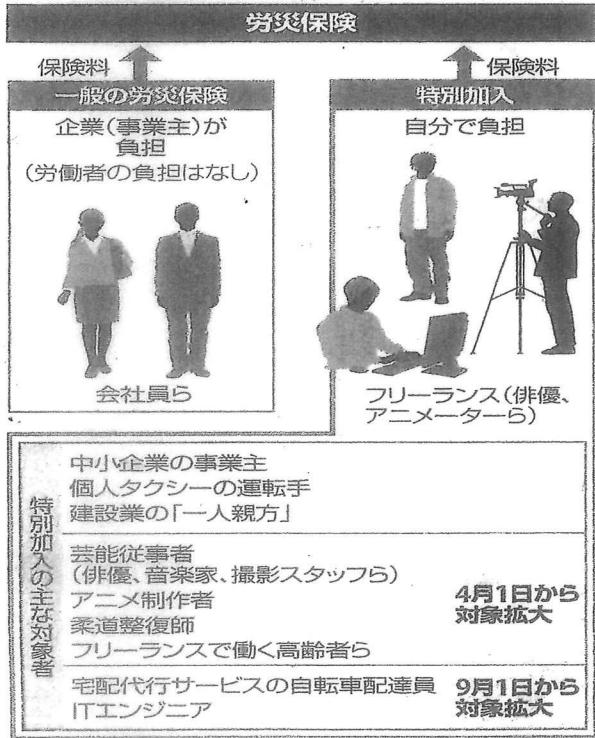


企業に属さない「フリーランス」で働く人を保護するため、国は労災保険の加入対象を広げている。今年4月には俳優やアニメーターなど4業種が追加され、9月1日からはさらに宅配代行サービスの自転車配達員とITエンジニアの2業種が加わった。今後も対象を拡大する方針だ。

(本田亮樹)

俳優、ITエンジニア、アニメーターなど6業種

●労災保険の特別加入のイメージ



労災保険は、仕事中や通勤の際にけがをしたり、仕事が原因で病気になったりした場合に治療費などが支払われる制度。もともと企業などに勤めて、賃金を受け取る労働者を対象としている。フリーランスで働く人は原則として対象となりず、仕事中にけがをしてしまっても、労災保険からの給付は受けられない。

一方、労災保険の対象となつてない人でも、「保護が必要」と判断された一部の業

「特別加入制度」

種に限って、加入できる制度が設けられている。これが今回対象が拡大された「特別加入制度」だ。個人タクシーの運転手や、個人事業主として仕事を請け負う建設業の「一人親方」などが対象となって、保険料負担は全額本人

が負担しなければならない。フリーランスでも、実際の仕事内容は会社員と変わらないケースがある。働き方によ

い場合には、労災保険本体が適用されるように、適切に指導してほしい」といった要望が出された。

事故防止へ大きな意味

対象が拡大された業種では、加入希望者からの申し込みが進んでいる。

俳優や舞踊家、音楽家といった「芸能関係作業従事者」への労災保険適用を訴えてきた森崎めぐみさんは、対象拡

種に限って、加入できる制度が設けられている。これが今

いる。

業側が全額負担するのに對し、特別加入制度では働く人

が負担しなければならない。

安易に「個人事業主としてな

い契約してもよい」というこ

とがないようにしてほしい。

働き方の実態が雇用である場

合には、労災保険本体が適用されるように、適切に指導してほしい」といった要望が出された。

「」を設立。申し込みの受け付けを始めた。制度を知つてもらつために、各地で勉強会を開いて加入を呼びかけてい

る。森崎さんによると、俳優らが映画やドラマの撮影現場で

ががをして、治療費は自分で負担するケースが多かつた

という。

また、安全衛生への意識も高いとは言えず、同センター

が今年4~5月、音楽家と音楽関係従事者を対象にアンケート調査をしたところ、「安全衛生の教育を受けたことがある」は16・4%となり、「ない」が83・6%に上った。

「これまで事故があつても再発防止に結びつけられこなかつた。労災保険の加入データを国が蓄積することに

なる。その意味でも特別加入が認められた意味は大きい」と、森崎さんは話している。

フリーランス 労災保険対象拡大